

政令第二百五十七号

自然公園法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、自然公園法の一部を改正する法律（令和三年法律第二十九号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

自然公園法の一部を改正する法律の施行期日は、令和四年四月一日とする。

理由

自然公園法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。